

日 EU・EPA 及び日英 EPA に係る調達における基準額の邦貨換算額について

2026年3月25日

日本貨物鉄道株式会社

経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定（日 EU・EPA 及び日英 EPA）において定められた、当社による運送における運転上の安全に関連する物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）の調達についての基準額に対応する邦貨換算額は、以下のとおりです。なお、この邦貨換算額は、2026年4月1日から2028年3月31日までの期間に締結される調達契約において適用されます。

基準額	邦貨換算額
40万特別引出権	8,000万円